

尾崎行雄の普通選挙論

加地 直紀¹

1 はじめに

大正デモクラシーは、国家至上主義に対する国家相対主義の勃興であると概念化された政治・社会現象である。例えば大正初期に勃発した非立憲的な藩閥内閣第3次桂太郎内閣への倒閣運動、所謂第一次護憲運動、大正中期に出来した米騒動や東京帝国大学に組織された新人会による学生運動、あるいは陸軍砲兵工廠並びに官営八幡製鉄所における労働争議はその典型であろう。かかる大正デモクラシーの全盛期とされる大正8(1919)年から翌9(1920)年にかけ、主たる政治争点の一つとして普通選挙問題が論じられた。一般大衆への選挙権の付与が、デモクラシー思潮の興隆を受け、政界や言論界のみならず大衆レベルでも求められたのである。このため大正前期に停滞していた普通選挙要求運動は大正8年に復活し、翌9年2月には首都東京で、史上初の合法的デモンストレーションが行われ最高潮に達した。

かくの如き状況下、尾崎行雄(安政5<1858>年—昭和29<1954>年)は、大正7(1918)年に勃発した米騒動以降普通選挙断行論を展開し、「憲政の神」、「普通選挙の神」と称され、代表的な普通選挙論者と目されるに至った。明治23(1890)年の第1回総選挙から昭和27(1952)年の第25回総選挙まで連続当選し、翌年の第26回総選挙で初めて落選して、政界を引退した尾崎は憲政の神と賞讃される一方、他方では変節の神、ポピュリスト(populist)とも批判されることもある。例えは以上のような状況にあった大正中期においても「憲政の神」、「普選の神」と称されたことは枚挙に暇がないが、同時に「変説改論の名人なり。(中略)一身の進退軽ろきこと浮萍の如し」とも評された。かように毀譽褒貶に富む尾崎は、約60年間の政治上の生涯において、明治期には文部大臣、大正期には司法大臣を務めたが、彼の真骨頂は、院内での演説や、院外での活動にある。大正期の第1・2次護憲運動や軍備制限運動はその典型であろう。

かような尾崎は、現行の高等学校教材ではいかに扱われているであろうか。『日本史用語集 A・B共用』(山川出版社、2015年)では、第1次護憲運動、普選実現に尽力し、敗戦後まで50年間を衆議院議員として活躍し、憲政の神と称された、としている。なお2002年版では、第二次世界大戦中「ファシズムに抵抗」とされてもいる。また2015年版によると、日本史B教科書8冊中8冊に掲載されている。因みに明成版では保安条例による東京追放、文部大臣時の共和演説、第1次護憲運動に触れ、第3次桂内閣を弾劾した演説の抜粋を掲載し、最も多くの紹介をしている。山川版でも共和演説、第1次護憲運動が、清水版では共和演説、第1次護憲運動が紹介され、上述した演説の抜粋が掲載されている。実教版でも第1次護憲運動とその際の演説の抜粋が、東京書籍版では第1次護憲運動と、

¹ 平成国際大学准教授

弾劾演説を写した絵画とが掲載されている。

つまり少なくとも高等学校での歴史教育では、尾崎は主として第1次護憲運動に絡めて紹介されているといえる。また今年度免許講習の受講者への聞き取りでも、第1次護憲運動に関して尾崎について教えていたことであった。

以上のように現在でも尾崎は、第1次護憲運動をリードし、憲政の神と称された、との位置づけが一般的であるが、憲政の神尾崎が、実は大正7年までは普通選挙尚早論を唱えていたことはあまり知られておらず、受講者への聞き取りでも尾崎が普通選挙運動をリードしたことを見ても、普通選挙尚早論に関しては知らないとのことであった。とりわけ受講者は、尾崎の普通選挙尚早論の根拠となった大衆への批判的見解に対し、「憲政の神」とのイメージにふさわしくないものとして関心を示した。先行研究でも、普通選挙運動との関連で尾崎に断片的に言及するものはあっても、尾崎の普通選挙論への転換や彼の普通選挙論自体を解明する研究は、管見の及ぶ限り存在しないようである。以下本稿では、尾崎の生涯を振り返りながら、なぜ普通選挙尚早論から断行論へと転換したかなど、時代状況下での彼の普通選挙論を検討する。

2 尾崎の生涯

尾崎は前述のごとく、第1回総選挙から第25回総選挙まで連続25回当選し、議員在職期間は63年に及ぶ。第21回総選挙（昭和17<1942>年）、所謂翼賛選挙に非推薦候補として出馬し、盟友田川大吉郎への応援演説の際、不敬罪に抵触する疑いのある表現をして警察当局の拘束を受けながらも当選を果たした。その間、明治期の第一次大隈重信内閣で文部大臣、大正期の第2次大隈内閣で司法大臣、明治期には約10年間東京市長を務めた。

しかし前述のように尾崎の真骨頂は演説や院外活動にある。彼が院内でなした多くの演説の中でも、明治27（1894）年の第6回帝国議会における第2次伊藤博文内閣を弾劾する演説、明治29（1896）年の第9回帝国議会における第2次伊藤内閣を弾劾する演説、大正2（1913）年の第30回帝国議会における第3次桂内閣を弾劾する演説は、三大演説とされている。とりわけ桂内閣弾劾演説中、桂首相は「玉座ヲ以テ胸壁トナシ、詔勅ヲ以テ弾丸ニ代ヘテ、政敵ヲ倒サントスル」との件は著名であり、学術研究のみならず、多数の教科書でも引用・紹介されている。あるいは昭和12（1937）年2月の第70回帝国議会における演説で軍部の政治干渉批判し、新聞各紙は大絶讃した。院外での政治運動としては前述した第1次・2次護憲運動、普通選挙運動の外に、軍備制限運動を展開し、「平和主義の第一人者」と称された。

かような政論家としての尾崎は憲政の神と賞讃されるのであるが、所属政党の変遷が著しい一面もある。立憲改進党を皮切りにその後継政党である進歩党、憲政党、憲政本党に所属するも、政敵伊藤博文が設立した立憲政友会に移籍し、政治上の師である大隈や盟友犬養毅と絶縁することになる。日頃温厚な大隈が激怒したと尾崎自身が自伝の中で振り返っている。しかも党首の伊藤が第1次桂内閣に妥協したことを理由に政友会を脱党するも、自らが認めるように何の理由もなく復党し、第1次護憲運動後再脱党した。第1次山本権

兵衛内閣を所謂シーメンス事件を理由に倒閣へ追い込む運動の頃から大隈と復縁し、彼を中心にして結党された憲政会に入党する。しかし普通選挙法案を巡り除籍され、革新俱楽部に参加したが、これも脱党し以後事実上の無所属議員となる。

また後述する普通選挙をめぐる尚早論から断行論への転換の外に、突如意見を変えることがある。例えば大正初期には軍備制限を主張し陸軍の二個師団増設に反対していたにもかかわらず、2個師団増設を条件に成立した第2次大隈内閣に法相として入閣すると一転して増師に賛成し、変節の神と批判された。しかし憲政会除名後は軍備制限運動に取り組み、前述のように「平和主義の第一人者」と称された。

明治末期に、それまでの著作、評論をまとめた著作集『愕堂集』の自序で尾崎は、自分の言論・文章は「政治家の見地より、時代々々の必要に応じて述作」したものであり前後に撞着がある、読者が出版年月や当時の時勢を斟酌することを望む、と述べる。つまり時勢に応じて変説することを認めているのであるが、こうした変説は以下述べるように普通選挙の尚早論から断行論への転換にもみられる。

3 尾崎の普通選挙尚早論

本章で尾崎の普通選挙尚早論を述べる前に、普通選挙成立経緯についてふれる。明治30（1897）年、長野県松本市で普通選挙期成同盟会が成立し、同32（1899）年に東京でも同会が設立された。明治33（1900）年、第14回帝国議会に普通選挙請願書が提出され、同35（1902）年、第16回帝国議会に普通選挙法案が上程されたが委員会で否決となった。明治38（1905）年には初の普通選挙デモが行われる。明治41（1908）年、第24回帝国議会に普通選挙法案が提出され、委員会通過も衆議院本会議で否決となる。明治44（1911）年、第27回帝国議会で普通選挙法案が衆議院可決も貴族院で否決された。大正8（1919）年から翌9年に普通選挙運動が昂揚し、ついに大正14（1925）年、第50回帝国議会で改正衆議院議員選挙法、所謂普通選挙法案が成立した。これを受け昭和3（1928）年、国政レベルでの第1回男子普通選挙（第16回総選挙）が実施された。つまり普通選挙期成同盟成立の約30年後にして男子普通選挙が挙行された。

次に尾崎の普選尚早論について述べる。普通選挙期成同盟会設立前の明治27年に尾崎は、代議制とは非選挙人が選挙人を、選挙人が代議士を監視する制度と述べ、制限選挙に疑問を呈してはいない。普選法案が衆議院で可決されながら貴族院で否決された翌年の明治45（1912）年には、選挙腐敗の矯正策として、非選挙人は立憲国民である以上選挙人を監視すべきと述べるにとどまっている。普通選挙実現の可能性が高まった明治末期においても、尾崎自身は普通選挙を求めるには至っていない。第1次護憲運動により憲政の神と称された後の大正3（1914）年には、選挙人は非選挙人の代表者である、選挙人が買収されることは非選挙人ととの共有物を売ることであり道徳上の横領罪である、選挙運動には「附和雷同するものが多くて真面目を欠く怖れ」ありとしている。附和雷同し真面目を欠く選挙運動という認識に、尾崎の大衆への否定的見解をみることができる。

それでは、尾崎の大衆への批判的見解はいかなるものであろうか。明治27年には、国民は政府への依頼心が強く、国事担当の気概がないとしている。明治31年にも、国民の

立憲政治に対する「無知無徳」が政界腐敗をもたらした、「一般人民が腐つて居る為に選挙人も汚い」との見解を示し、明治 35 年にも、日本人の頭脳は「破れた鏡のやうなもの」であると批判的な認識を変えていない。この場合日本人一般に対する批判ではあるが、日本人一般には当然一般人民も含まれる。大正元（1912）年にも、世人には憲政への理解が無い為政治家を監視することができないとしているが、翌 2 年には、帝国大学、慶應義塾大学、早稲田大学の学生への選挙権付与を求めるに至る。無知無徳で「破れた鏡」のような頭脳しか持たない一般大衆には選挙権を与えないが、エリートには与えてよいという一種の愚民観を見て取ることができる。

かのように愚民観ともいえる大衆への批判的な見解を持ち普通選挙を尚早とする尾崎を、普選論者石橋湛山は次のように評する。未熟な大衆に選挙権を与えることは秩序を乱し危険と尾崎が述べるのを聞き、尾崎に普選断行論を期待していただけに「全く二の句がつげなかった」、第 1 次護憲運動の際に普通選挙を要求しないことに対し、政界革新を求める尾崎が普通選挙を主張しないことに「深く失望した」し、「遺憾に堪へざる所」である。初期の段階から普通選挙運動に関与してきた石橋だけに、尾崎に期待した分、深く失望することになる。

かかる尾崎が大正中期に普通選挙断行を唱えるに至った経緯等を含め、彼の普通選挙論を次章で検討する。

4 尾崎の普通選挙論

本章で尾崎の普通選挙論を検討する前に、大正中期における日本国内外の情勢について触れる。

第 1 次世界大戦中の 1917 年、ロシア革命が勃発、帝政ロシアは崩壊し、新たにソビエト連邦が成立した。同大戦終結後の 1918 年、敗戦国ドイツ・オーストリア両帝国が崩壊し、両帝国は共和国へと移行する。1919 年には英米両民主主義国において直接行動論が抬頭し、労働争議が激化した。日本国外では大戦の影響などにより革命、体制変革、直接行動論の抬頭やそれによる労働争議の激化という情勢がある一方、他方日本国内では大正 7 年 8 月から 11 月、米騒動が勃発し、その鎮圧のために軍隊が出動するに至り、寺内正毅内閣は総辞職し、「平民内閣」と称された原敬内閣が成立した。翌 8 年には、戦前期における労働争議件数がピークを迎ただけでなく、印刷工のストライキにより、首都東京で 5 日間新聞が休刊となった。また大阪陸軍砲兵工廠でもストライキが起こり、大正 9 年には官営八幡製鉄所でストライキが勃発した。

かような国内外の情勢を受け尾崎は、普通選挙論へと転換する。ただし大正中期でも米騒動前には、普通選挙論を説くことはなかった。例えば大正 6（1917）年 12 月、選挙資格に制限がある以上議員の意志は必ずしも正確に民心を反映していないとして、これまで妥当なものとしてきた制限選挙に否定的見解を示しながらも、普通選挙はもとより選挙権拡張すら説くことはなかった。また尾崎は米騒動直前の大正 7 年 8 月に、シベリア出兵は大多数の国民が関知していない、寺内内閣は多数国民の世論を度外視することを主義としているとして、シベリア出兵を行った寺内正毅内閣の非立憲性を批判するが、多数国民の

世論を尊重する為に普通選挙を求ることはなかった。

しかし尾崎は上述した国内外の動向、とりわけ米騒動が与えた衝撃により人心緩和策が必要であると考えるに至った。例えば大正8年3月、労働者の不満に捌け口を与えないで米騒動のような「悲惨事」をうむと述べていた。加えて尾崎は、大正8年3月から同年12月にかけて外遊し欧米の実情に触れ、危機意識をさらに募らせる。例えば尾崎は、欧米は不安状態にあり革命は免れがたい、米国で影響力を持ち始めた直接行動論は早晚日本にも襲来することであろうとしており、また外遊から帰国した日本には直接行動論者が増加しているとの印象を受けていた。つまり尾崎は、欧米における革命気運の日本への流入は避けがたい、との認識を有していた。さらに尾崎は、外国から見ると日本の危険性はより強く感じられる、外国では改善策が採られているが日本は無策である、したがって日本で騒乱が勃発するのは当然である、とも論じていた。尾崎が革命等の国家秩序への衝撃を極度に警戒する点に関する分析は別稿に譲るが、このように国内外の騒然とした状況を見た尾崎は、帰国後の大正9年3月、国民の不平に捌け口を与えないで今後米騒動以上の「由々しき大事」が勃発すると、国家秩序への衝撃に対する危機意識を深め、人心緩和の手段を求めていた。

かくの如き危機意識を持つ尾崎は、普通選挙論へと転換する。例えば米騒動直後の大正7年11月、四民平等の理想と不平等な境遇との不一致から米騒動が起きた、この根本原因に着目し四民平等を徹底するため普通選挙を断行すべきである、と述べた。この主張より、尾崎は米騒動を機に四民平等を目的とする普通選挙論へと転じたことがわかる。さらに尾崎は大正8年になると、人心緩和策としての普通選挙を求めるに至った。

すなわち彼は、大衆による普通選挙要求がピークに達した2月に、米騒動にみられる大衆の不満を立憲的に転換する「安全弁」として普通選挙を要求した。つまり尾崎は国家秩序の動搖に衝撃を受け、人心不安を緩和するために普通選挙論を唱えるに至った。かかる点は後述の如く、大正8年2月から翌年にかけて、より強調されることになる。ただしここで留意すべきことは、尾崎は普通選挙論へと転じたものの、大衆の立憲政治に対する無知無徳や金権体質が改善されたとは認識していないことである。大正中期にも大衆に対する批判的な見解を依然として持ち続けていたのである、かかる大衆の不満を飽く迄も立憲的に緩和するために普通選挙論へと転換しただけである。

かような経緯から大正中期に普通選挙の断行を唱え始めた尾崎は、新聞、雑誌、演説会を通して普通選挙論を展開した。これらの中で、大正9年2月の原内閣による第42回帝国議会における衆議院解散後に発表した評論では、彼の普通選挙論が総括的に述べられている。以下、その要旨を紹介する。

政治家の責任は人心不安に火をつけない事であるが、解散後の総選挙で普通選挙尚早論を説く政友会が勝利すれば国民の不平や普選要求は高まり、人心不安は増加し、直接行動論者に口実と名義を与えることになる。そうなれば「国家の一大事」であるから、かような事態を予防するため国民に与えるべき権利は与え、「安全弁」を作り、直接行動論を緩和して立憲的に導くべきである。権利と義務とは並立すべきものであり、国民に兵役義務を課す以上は普通選挙を実現し、「人類当然の権利」を与えることを遲疑すべきでない。与えるべき権利を与えなければ、多数人民を激昂させ階級闘争を挑発することになる。自分が普通選挙論を主張するのは道理上の理由からだけではない。「政略として、国家民衆の為、

「予め安全弁を開き不平不満の爆発を予防せんと欲するがため」
である。

以上より尾崎は、「人類当然の権利」、あるいは人心不安に対する「安全弁」として普通選挙を求めていたことがわかる。なお尾崎は国民の権利を、国家の安定という観点から求めていた。すなわち彼は衆議院解散後の上記の評論で、「国家の一大事」や階級闘争を予防するために与えるべき権利である選挙権を国民に付与すべきであるとしていたが、これ以外にも、選挙権は本来権利として与えるべきものであるが、人心不安を緩和し社会の安寧を図るため労働者や小作人にまで拡張すべきであるとして、普通選挙を求めていた。つまり批判的大衆観を持ち続ける尾崎は、大衆が直接行動を取ることを防ぎ、彼等の不満を飽く迄も立憲的に解決する為に参政権を与えることを必要としていた。したがって尾崎が唱えた普通選挙論は、主に国家秩序の保持を目的とする、国家的見地に立脚していたといえる。尾崎の普通選挙論が国家的見地を論拠としたのは、前述の欧米視察や、大正8年から翌9年に日本国内で勃発した労働争議の激化により、彼が国家秩序への衝撃に危機意識を募らせたことと無縁ではないといえる。

次に、大正中期に各界の論者が普通選挙を求めているが、尾崎の普通選挙論を検討するため各論者の主張を紹介しよう。

最初に、尾崎と同様に国家的見地から普通選挙論を唱えた論者の主張を紹介する。国粹主義者であり東京帝国大学教授上杉慎吉は大正中期に、国民の権利意識からではなく、国家的見地から国民再統合を目的として普通選挙論を唱えた。彼は次のように述べている。普通選挙は国民の融和をもたらし彼等の不平をなくすものであり、「国体の精華」を發揮する。「国体の精華」を發揮することは英米両国による東洋や日本に対する圧迫への対策となるが、政党や官僚、富豪等の私益を求める旧物がその障壁となっている。したがって普通選挙によりこれらの旧物を打破すべきである。つまり上杉は「国体の精華」を發揮すること、換言すれば举国一致の為の普通選挙を求めたのであるが、この外にも国民の不平をなくすもの、国家発展の手段、国際情勢への対策として普通選挙を要求していたことより、尾崎と彼との主張に大差はないといえる。もとより上杉は不信感から政党や議会を否定しており、この点で彼と尾崎とは異なるが、普通選挙論の論拠自体に相違はなかった。

次に、国家的見地と国民の権利との両面を根拠とする普通選挙論を紹介する。例えば言論界では、明治末期より普通選挙論を展開し、前述の石橋も関与していた『東洋経済新報』は、政治的自由の基礎、革命への安全弁、民衆への政治教育の手段を論拠に普通選挙を要求していたが、米騒動後は安全弁としての普通選挙を強調していた。首都圏で最も熱心に普通選挙論を唱えた『国民新聞』は、「国民の生まれながらにして持つべき権利」、憲政擁護、文明國としての体面、労働者の機会均等を理由に普通選挙を求めた。また国民新聞社社長の徳富蘇峰も同紙において、国民に憲政運用の訓練をさせる手段としての外に、国家的見地から次のように普通選挙論を唱えていた。普通選挙は危険思想への安全弁であり、これにより社会的一大爆発を未然に発散させることができ、また米国からの圧迫に対抗する為の「全国民大動員の準備機関」でもある。関西で普通選挙運動を推進した『大阪朝日新聞』は、国家的見地から人心不安の匡救策として、あるいは国民の権利からは衆議院を多数国民を代表する機関とし元老や貴族・枢密両院の老人閥に対抗させる手段として普通選挙を要求していた。

政界においては、国会内外における普通選挙運動をリードし、尾崎と共に「普通選挙の神」と称された今井嘉幸は、尾崎とは異なり国民の権利を論拠に普通選挙を求めた。すなわち、人民の、人民による、人民のための政治というデモクラシー思想よりすれば、できるだけ多くの民衆に参政権を与えるべきである、とする。同時に今井は、次のように国家的見地からも普通選挙論を唱えていた。普通選挙は国民の不満が爆発することを防ぐ安全弁である、あるいは世界的勢力となったアングロ・サクソン民族による日本への圧力に対抗する「国民的社会総動員」体制を実現する手段である。従来今井は、国民主義的対外硬派として国家的見地から普通選挙を唱えたとされているが、彼は国民の権利をも普選論の論拠としている。

知識人の中では、例えば大正中期における代表的なデモクラットであり東京帝国大学教授でもある吉野作造は、次のように普通選挙論を説いていた。国民には国家経営を分担する権利があるとする社会協働説よりすれば、全ての国民に選挙権が与えられるべきである。さらに国民による普通選挙の要求に対し頑冥であり続けると動乱が勃発する可能性があり、動乱に先立ち普通選挙を実現した方が賢明である。さらにまた普通選挙により大衆と先覚者との間に有機的精神関係が成立すると、最大の政治勢力である大衆への合理的な指導が可能となり国力が発展する。つまり吉野も今井と同様国民の権利とともに、動乱防止や国力発展という国家的見地をも普通選挙論の論拠としていた。なおここで、次の点に注目しておきたい。即ち言論界や今井及び吉野は尾崎と異なり、国民の権利と国家的見地の両面から普通選挙論を説いていたが、いずれの論者も普通選挙を国民の不満への安全弁としても捉えていたことである。換言すれば、不満への安全弁を論拠とする普通選挙論は、当該期の代表的な主張であった。

最後に、国民の権利を論拠とする普通選挙論をみよう。社会運動家として貧民救済に尽力し、また関西における労働運動の指導者でもあった賀川豊彦は、大正8年3月には労働者にとっての普通選挙の効用に懐疑的であったが、その後、労働者には「投票権を要求する権利がある」と普通選挙を唱えるに至った。しかし彼は翌9年には、政治的民主主義は必ずしも資本主義の圧制より労働者を解放するものではない、普通選挙は飽く迄も労働者が産業的自由を獲得する為の第一歩に過ぎない、と述べた。つまり賀川は、労働者が政治上の民主主義だけでなく産業上の民主主義も獲得し、彼らが経済上の束縛から解放されることをも説いていた。もとより尾崎も普通選挙だけでなく、労働者の経営参加や彼らに言論・集会の自由を与えることを求めていたが、その場合には露・独両国における革命への危機意識があり、またその論拠の一つとして労働者が持つ不満への「安全弁」を挙げていた。つまり賀川は国家秩序の保持ではなく、個人の権利を論拠に普通選挙論を唱えていた数少ない論者の一人であった。

本章の検討より尾崎の普通選挙論は、国家的見地に基づいている点では上杉以外の論者、とりわけ賀川の主張と異なることがわかる。むしろ尾崎の普通選挙論は、議会や政党への見解に違いがあるにせよ、国家秩序の保持を目的とする点では国粹主義者上杉の言論と大差がなかった。つまり大正中期における尾崎の普通選挙論は、国家的見地に立脚する点に特徴があったといえる。

5 おわりに

大衆への批判的見解をもつ尾崎は、大正中期以前に普通選挙尚早論を唱え、普通選挙断行を求める石橋を失望させるほどであった。しかし尾崎は米騒動等による国家秩序への衝撃に危機意識を持ち、人心緩和の手段として普通選挙断行論へと転じた。尾崎には批判的大衆観があり、彼は憲政への理解を欠く大衆が直接行動論の影響により暴動を勃発させることを危惧し、国家秩序に衝撃が与えられた大正中期には「安全弁」としての普通選挙を要求した。しかも尾崎の普通選挙論には国家秩序の保持を目的とする点で、国粹主義者上杉の普選論と類似した一面があった。国家秩序の維持を求める点で国粹主義者上杉と類似する点の検討に関しては、別稿に譲る。批判的大衆観を持つ大正中期の尾崎に対しては、次のような評価があった。尾崎は「自己を尊しとする信念が強過ぎ」、彼には「他を蔑視する嫌い」があるのではないか、この為尾崎は国民の能力を疑うのである。つまり尾崎のエリート意識と批判的大衆観は表裏一体の関係にあったと言えよう。

尾崎が普通選挙論を主張した大正中期は、大正デモクラシーの全盛期であった。冒頭述べたように、大正デモクラシーは国家至上主義に対する国家相対主義の勃興であると概念化されており、また大正デモクラシー一期にかかる傾向への反作用として、国家秩序の保持を目的とする言動が展開されたことが先行研究により指摘されている。大正デモクラシー一期に「憲政の神」、「普通選挙の神」と称され、代表的な普通選挙論者と目された尾崎の普通選挙論が国家的見地から述べられていること、賀川のように国民の権利だけを論拠に普通選挙を求める論者は少数であり、濃淡の差こそあれ大半の論者が普通選挙を「安全弁」としても捉えていたことより、当該期の普通選挙運動は国家秩序の保持を目的とする側面も持ち、上記した大正デモクラシー一期の特徴を実証するものとなっていたと言えよう。

【参考文献】

- ・『愕堂集』（讀賣新聞社、明治 42 年 5 月 28 日）
著作であれ評論であれ、初出時に近い形式で掲載されている。評論の場合、初出誌・紙名や年月日が正確に記されている。
- ・『尾崎行雄全集』（平凡社、大正末期から昭和初期）
『愕堂集』程ではないが、初出情報が比較的正確である。
- ・『尾崎愕堂全集』（公論社、尾崎歿後）
初出情報が正確でない場合が多い。また尾崎の対中強硬論の最たるものである『支那処分案』を所収していない。ただし第 1 卷には稻田正次による詳細な解説が付されている。また第 12 卷には、年譜、著作目録等が所収されているが、年譜では『支那処分案』が「徹底的な対支外交を主張」と紹介されているものの、目録に同書は掲載されていない。
- ・『日本憲政史を語る』上・下巻（モナス社、昭和 13 年）
尾崎の自伝の中で、最も情報量が多い。

- ・『民権闘争七十年』（讀賣新聞社、昭和 27 年 5 月 30 日）
尾崎最後の自伝であり、2016 年に講談社学術文庫として復刻された。同復刻版には奈良岡聰智氏の「解説—『憲政の神様』から見た憲政史」が付されているが、解説の域を超えた秀作である。
- ・伊佐秀雄『尾崎行雄伝』（尾崎行雄伝刊行会、昭和 26 年 4 月 20 日）
尾崎の伝記作家による 1,000 頁以上の大作。
- ・同上『新装版 尾崎行雄』（吉川弘文館、平成 4 年 11 月 20 日）
同上書の要約版。